

国住指第534号
令和5年3月24日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公 印 省 略)

防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件等の施行について（技術的助言）

防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和5年国土交通省告示第225号）は、令和5年3月24日に公布、同日施行されることとなった。

ついては、その運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロにおいて、耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法は、一般的な基準として告示に定める構造方法か、国土交通大臣の認定を受けた構造方法としなければならないとされている。これを受けて、現行の告示においては、鉄製又は鋼製のサッシで網入りガラスとした窓を除き、「はめごろし戸」のみが位置付けられている。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における省エネ対策の加速が必要とされている中、住宅等の断熱性能の向上を図る上でアルミ樹脂製、木製及び樹脂製のサッシに関し、「すべり出し戸」についても、告示に定める構造方法に位置付けるニーズが高まっている。

また、冷房効率向上等を図るため、低放射ガラスを屋外側に用いた複層ガラスの窓が有効であるが、現行の告示においては、低放射ガラスを屋内側に用いる複層ガラス窓のみが位置付けられているため、告示に定める構造方法に、低放射ガラスを屋外側に用いる複層ガラス窓も位置付けるニーズが高まっている。

今般、これらのニーズを踏まえて技術的検証を実施し、一般的な基準として告示に定めることができる構造方法が確認されたことから、防火設備の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1360 号）を改正し、告示に位置付けることとした。

2. 告示改正の概要

国土交通大臣が定める防火設備の構造方法については、今般の技術的検証の結果を踏まえて、以下の改正を行っている。

これらの基準に適合する構造方法であって、既に国土交通大臣の認定を受けているものにあつては、今後、建築確認審査に際して、国土交通大臣の認定を受けた仕様としての整合性の確認は不要となるので留意されたい。

（1）すべり出し戸等の仕様の追加（告示第 1 第 6 号～第 9 号）

鉄枠又は鋼製枠の窓については、積層ガラスを用いたはめごろし戸の仕様を告示に位置付けることとした。また、アルミ樹脂枠、樹脂枠及び木枠の窓においては、縦すべり出し戸及び横すべり出し戸の仕様を告示に位置付けることとした。具体の仕様は別添「追加仕様」を参照されたい。

（2）複層ガラスの仕様における低放射ガラスを屋外側に用いる仕様の追加

従来、複層ガラスの仕様は屋内側を低放射ガラス、屋外側を防火ガラスとした仕様のみ位置付けていたが、今般の改正によりすべての複層ガラスについて、屋外側を低放射ガラス、屋内側を防火ガラスとする仕様を告示に位置付けることとした。

（3）取付部材の固定方法の追加（告示第 1 第 6 号～第 8 号）

取付部材を縦枠（すべり出し戸にあつては、縦框）に固定する方法にあつては、従来、鋼製で造られたねじで固定することと規定していたところ、木枠を除く枠種の窓については、鋼製で造られたボルト・リベット等で固定することも可能であることを明確化した。なお、これらに類するものは、枠及び框に堅固に取り付けることが可能であるものに限ることとする。

3. その他

一般社団法人建築開口部協会及び一般社団法人日本サッシ協会において、今般の改正により追加した仕様について、図面等による参考資料が今後発行予定とされているため、必要に応じて参照されたい。

追加仕様

規定内容		鉄枠又は鋼製枠	アルミ樹脂枠	樹脂枠	木枠	
枠材の種類		鉄材又は鋼材	屋外側:アルミニウム合金材 屋内側:無可塑ポリ塩化ビニル	無可塑ポリ塩化ビニル	木材(気乾比重0.45以上) (枠:見付け寸法40mm以上、見込み寸法101mm以上、 框:見付け寸法40mm以上、見込み寸法70mm以上)	
開閉形式		はめごろし窓	縦すべり出し窓 横すべり出し窓	縦すべり出し窓 横すべり出し窓	縦すべり出し窓 横すべり出し窓	
ガラスの種類 ※複層ガラスについて、屋内側・屋外側のガラス種類は指定しない (耐熱強化:厚さ6.5mm以上、エッジ強度250MPa以上 耐熱結晶化:厚さ5mm以上 低放射(Low-E):厚さ5mm以上、垂直放射率0.03~0.07)		複層(積層※と低放射(Low-E)で構成されるもの) ※積層: 総厚6.6mm以上(フロート板ガラス(厚さ2.6mm以上)と中間層(厚さ1.4mm以上で主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水である層)で構成されるものに限る。)	・縦すべり出し窓 複層(網入りと低放射(Low-E)で構成されるもの) ・横すべり出し窓 複層(耐熱結晶化と低放射(Low-E)で構成されるもの)	・縦すべり出し窓 複層(網入りと低放射(Low-E)で構成されるもの) ・横すべり出し窓 複層(網入り、耐熱強化又は耐熱結晶化と低放射(Low-E)で構成されるもの)	・縦すべり出し窓 複層(網入りと低放射(Low-E)で構成されるもの) ・横すべり出し窓 複層(網入りと低放射(Low-E)で構成されるもの)	
開口部の寸法(幅×高さ(mm))		200~700×200~700	・縦すべり出し窓 ~640×~1370 ・横すべり出し窓 640~780×370~970	・縦すべり出し窓 ~780×~1370 ・横すべり出し窓 網入りの場合 ~780×~900 耐熱強化・耐熱結晶化の場合 400~780×544~900	・縦すべり出し窓 ~800×~1350 ・横すべり出し窓 ~800×~1200	
ガラスの取付方法(火災時に脱落しないこと)	①取付部材により枠に堅固に取り付けること	取付部材の材質及び厚さ ・鉄材又は鋼材 ・厚さ3mm以上	・アルミニウム合金材又は鋼材 ・厚さ1mm以上	・鋼材 ・厚さ1mm以上 ・樹脂製の通し材で覆うこと	・鋼材 ・厚さ1mm以上 ・木材の通し材で覆うこと	
	②枠に取付部材を固定すること	取付ピッチ	・全周にわたって間隔250mm以下で固定	・鋼製の取付部材の場合にはアルミニウム合金製の縦枠に対して間隔350mm以下、1000mmにつき3箇所以上固定	・全周にわたって間隔200mm以下で固定	
		ねじ材質・長さ	・鋼製のねじ・ボルト・リベット等で固定	・鋼製のねじ・ボルト・リベット等で固定	・鋼製のねじ・ボルト・リベット等で固定	・鋼製ねじ(埋込長さ32mm以上)で固定
	③取付部分におけるかかり代を設けること	かかり代長さ	・かかり代13mm以上	・取付部材がアルミニウム合金製の場合… 複層:12mm以上 ・取付部材が鋼製の場合…2mm以上	・かかり代7mm以上	・かかり代9mm以上
	④その他		ガラスの下に鋼材又はけい酸カルシウム板のセッティングブロックを設置			
		-	-	・枠及び框の内部に鉄製又は鋼製の補強材(厚さ2.3mm以上)を設置	・ガラスが框に含まれる部分の長さを13mm以上	
			拘束金具・支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること			
取付部分の封着方法(火災時に隙間を生じないこと)	①火災初期の封止材を設置すること	封止材の材質及び種類 ・難燃性を有するシリコン製のグレイジングガスケット ・シーリング材	・難燃性を有する塩化ビニル製又はシリコン製(横すべり出し窓にあっては、シリコン製に限る。)のグレイジングガスケット ・シーリング材(取付部材がアルミニウム合金材である場合に限る。)	・難燃性を有する塩化ビニル製又はシリコン製のグレイジングガスケット	・難燃性を有する塩化ビニル製又はシリコン製のグレイジングガスケット	
	②火災終期の封止材を設置すること	封止材の材質及び種類	加熱膨張材(黒鉛含有エポキシ樹脂)			
枠と框の間に隙間が生じないこと		-	枠及び框の全周にわたって加熱膨張剤を設置			